

## ●白井市公共施設等総合管理計画策定庁内検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 本市における公共施設等の総合かつ計画的な管理を推進するための計画（以下「公共施設等総合管理計画」という。）の策定に関し広く庁内関係課の意見を取り入れて必要な事項を検討するため、白井市公共施設等総合管理計画策定庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、公共施設等総合管理計画の策定に関することを所掌する。

### (組織)

第3条 委員会は、公共施設等を管理する別表に掲げる課から当該課長が指名する職員をもって組織する。

2 委員会に、委員長及び副委員長をそれぞれ1人置き、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

### (庶務)

第5条 委員会の庶務は、総務部行政経営改革課において処理する。

### (補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

### 附 則

この要綱は、平成28年1月20日から施行する。

### 別表（第3条第1項関係）

部名	課名
総務部	財政課
	管財契約課
市民経済部	市民活動支援課
	市民安全課
	農政課
	商工振興課
健康福祉部	社会福祉課
	高齢者福祉課
	保育課
環境建設部	都市計画課
	道路課
	上下水道課
教育部	教育総務課
	学校教育課
	生涯学習課
	文化課
	学校給食共同調理場